

平成28年度

芦屋市霊園

使用者常時募集案内



芦屋市霊園の使用者を常時募集します。案内書をよく読んでお申し込みください。

<募集墓地>

○募集墓地区画数及び使用料

種別	面積	区画数	1㎡あたり使用料(区分)	使用料(永代)
普通霊園	20.00～30.00㎡	6	150万円(12㎡以上)	3,000万～4,500万円

『常時募集墓地区画一覧表』(4ページ)及び『常時募集墓地区画位置図』(5ページ)をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

<申込みできる方>

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 申込日を基準日に1年以上継続して芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有する方。
- (2) 既に、芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できる方。
- (4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内一括納入できる方。

<申込受付>

申込受付期間：平成28年9月12日(月)から

市役所開庁日の午前9時から午後5時30分

(ただし、正午から午後12時45分までは除く。)

受付場所：芦屋市役所市民生活部環境課(市役所北館3階)

#### <申込方法>

- (1) 本案内書の内容を全て確認し、案内書に添付の平成28年度芦屋市霊園使用申込書（常時募集）に必要事項を記入、押印の上、申込みください。
- (2) 芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する住民票の閲覧について（申込書に記載箇所あり。）拒否の場合は、世帯全員の住民票（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有する記載があるもの。）を上記の書類に添付してください。
- (3) 『常時募集墓地区画一覧表』（4ページ）及び『常時募集墓地区画位置図』（5ページ）を参照の上、いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。
- (3) 先着順で受け付けます。ただし、同申込み日に複数の申込者があった場合は抽選とし、抽選日については、後日申込者へ案内します。

#### <申込み時の注意事項>

- (1) 申込みは、1世帯1墓地（区画）とします。
- (2) 1世帯2通以上の申込みはできません。
- (3) 申込書に押印漏れ等の不備や誤記のないようご注意ください。
- (4) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (5) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認められません。
- (6) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

#### <使用料の納付>

使用料を納付書発行後、概ね1か月以内に芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。

#### <維持費の納付>

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,200円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。

平成28年度分は月割り相当額となり、使用料と一緒に支払ってください。

※区画面積1㎡当たり1,200円は平成28年4月現在の金額です。今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

#### <使用許可>

使用料及び維持費が納付されていることが確認できた月の翌月1日付けで霊園使用許可書を郵送します。

#### <使用時の遵守事項>

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。（詳しくはお問合わせください。）特に次の点にご注意ください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては、正面に申込者の家名を表示してください。
- (2) 墓碑は申込者で建立（刻印）してください。
- (3) 墓碑の建立は、使用場所一墓地（区画）につき一基です。
- (4) 墓所の中（使用許可区域内）は申込者の責任で清掃等、管理してください。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により、霊園の使用を取り消す場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用权を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備をなさず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は条例若しくは条例に基づく規則及び指示に違反したとき。

#### <使用料の還付>

芦屋市霊園使用条例第10条により既納の使用料は還付しません。ただし、霊園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、（使用許可の取消の場合を除く）使用料の7割相当額を還付します。

## 常時募集墓地区画一覧表

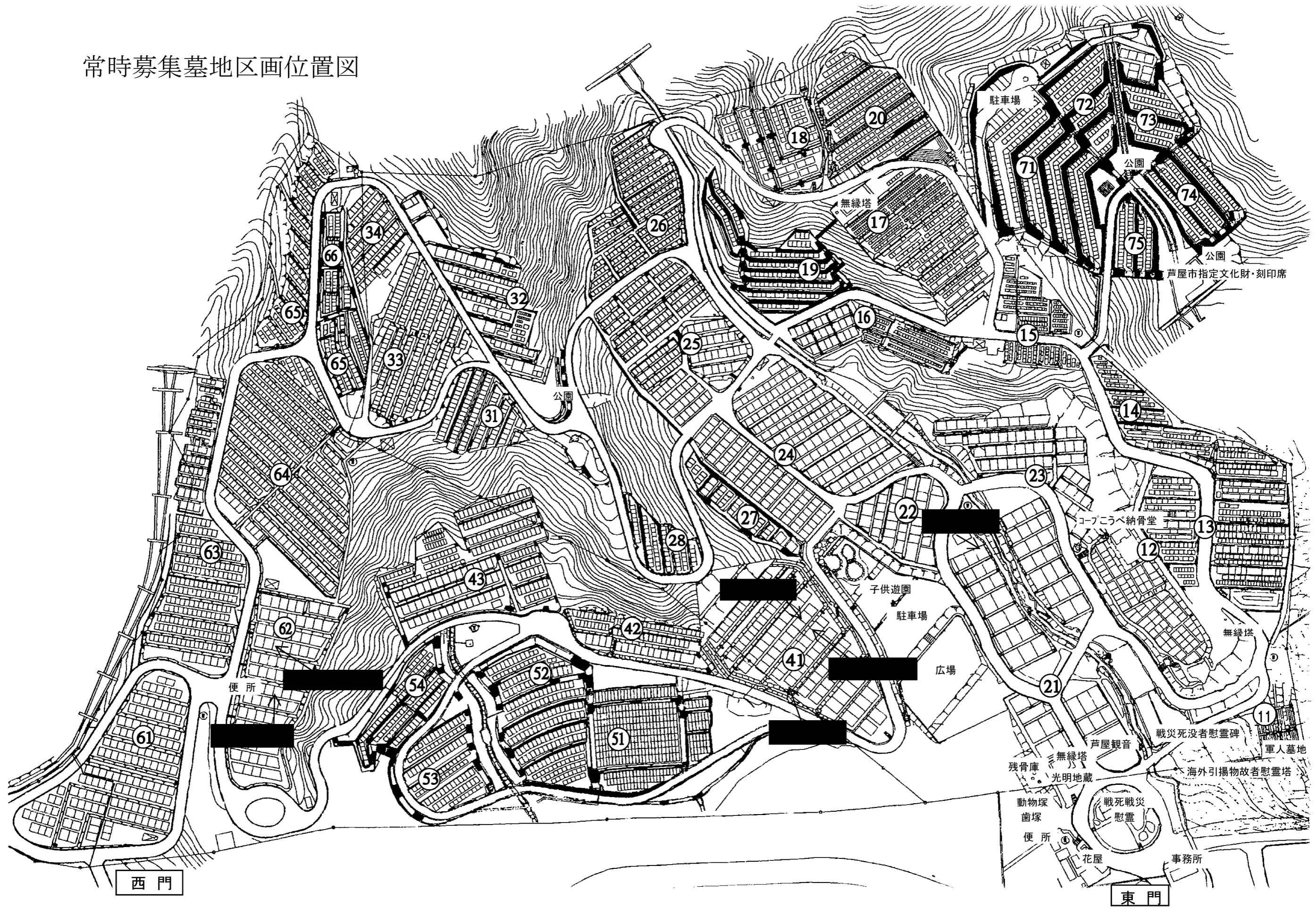
(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料（永代）	維持管理費（年間）
	区画番号	面積（㎡）		
1	21-1-0031	30.00	45,000,000	36,000
2	41-2-0026	21.00	31,500,000	25,200
3	41-2-0041	20.00	30,000,000	24,000
4	41-2-0050	21.00	31,500,000	25,200
5	62-2-0033	22.00	33,000,000	26,400
6	62-2-0051	20.00	30,000,000	24,000

全て再貸付墓地です。

再貸付墓地は、霊園使用者（霊園の使用許可を受けた者）が使用をしなくなったため、市に返還された墓地です。

常時募集墓地区画位置図







芦屋市では、石材業者の指定はしていません。  
石材業者等の申込みの代行はできませんので、  
ご自身で申込みください。

---

問い合わせ

芦屋市 市民生活部 環境課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

☎ 0797(38)-3105